# 賀茂別雷神社領関係文書

#### 解題】

1

皇・足利義満の祈願所ともされた。 ・足利義満の祈願所ともされた。 ・足利義満の祈願所ともされた。 ・足利義満の祈願所ともされた。 ・足利義満の祈願所ともされた。 ・正賀茂別雷神社(以下賀茂社)の社家森経久により建立され、後醍醐天 である。入札目録では「正伝寺関係文書」と称されていた。正伝寺は西 である。入札目録では「正伝寺関係文書」と称されていた。正伝寺は西 である。入札目録では「正伝寺関係文書」と称されていた。正伝寺は西 である。八二年十一月、東京古典 ここで以下翻刻紹介する九通の文書は、二○二一年十一月、東京古典

九通の要目は以下のとおりである。

②永正十六年(一五一九)九月二十九日 初寿大夫田地充行状①文明十二年(一四八〇)正月十一日 左衛門太郎田地百姓職売券

③弘治二年(一五五六)十二月十三日 蔵人頭田地売券案

④永禄二年(一五五九)九月二十六日 孫次郎昌久田地作職売券

⑥天正六年(一五七八)三月□日 等賢·宗栄藪売券 ⑤永禄十年(一五六七)八月十六日 民部丞氏朝田地作職売券

> 高志遠金 橋賀藤子 報節珠 名

⑨慶長十二年(一六○七)十一月二十八日 高橋彦兵衛等惣中道場⑨慶長十二年(一五九五)五月十一日 おこう・おかめ田地年貢米売券

⑦天正八年 (一五八〇) 十二月十三日

山本町衛門太郎影堂島売券

して「賀茂別雷神社領関係文書」を採用した。所在する同社領に関わる文書であると判断したため、本所での登録名と録するにあたり、以下に述べるとおり、大半が賀茂社膝下の賀茂六郷にに「正伝寺関係文書」と名づけられたものだろう。本所において整理登このうち正伝寺(同寺円通庵)領に関わるのは①・④であり、便宜的

て保存することとなった。

「保存することとなった。

「保存すること、裏打紙によりそれらの確認に支障があるものもあったことがあること、裏打紙によりそれらの確認に支障があるものもあったことがあること、裏打紙によりそれらの確認に支障があるものもあったことがあること、裏打紙によりそれらの確認に支障があるものもあるが文字はなるがれた表紙と軸が付き巻子となっていたが(題簽もあるが文字はなるに存することとなった。

### (2) 人名考証

を簡単に記すことにする。 を簡単に記すことにすることは欠かせない作業と考え、以下その考証の結果の性格や、売買のあり方を考えるうえで、それぞれの人物の出自や経歴で記載のある人物の多くは賀茂社の氏人と推測される。売買された土地の通には多くの人物が登場するが、土地の売主・買主・証人などとし

## A) 福松大夫・大炊頭実氏 (佳氏)

大炊頭/元実氏」とある。 
③④⑤の買主福松大夫実氏、⑥の買主大炊頭実氏、⑦の買主および⑤ 
端裏書の大炊頭佳氏は同一人物である。賀茂県主同族会所蔵『賀茂祢宜端裏書の大炊頭佳氏は同一人物である。賀茂県主同族会所蔵『賀茂祢宜

して見える。彼の官途・諱の変化をまとめると次のようになる。物は同三年八月に福松大夫として署判を据え、同五年七月には大炊頭と物は同三年八月に福松大夫として署判を据え、同五年七月には大炊頭と用状などから諱は佳氏と確認できる。花押に注目すると、同じ花押の人のと同年の天正八年度に大炊頭は評定衆を務めており、同年の職中算

永禄十年八月(⑤)天正三年十一月~:福松大夫実氏

- 天正五年七月~同六年三月(⑥)~:大炊頭実氏

## ~天正八年十二月(⑦)~:大炊頭佳氏

B

初寿大夫

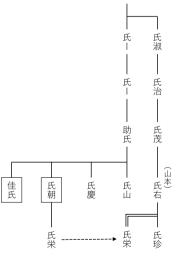
の三人がいる。 の活動は弘治三年 中置文に初寿大夫として登場する人物の花押と同一である。(6) 永正七年の 天文元年 ②の売主「はつ寿大夫」の花押は、 「御籍写」 (一五五七) 十月には若狭守として花押を据えており、 によれば、 まで確認できる。 同年の初寿大夫には元幸・成幸・歳 ②と同年の永正十六年八月の氏人 辰田芳雄氏が紹介した この人物は

## (C) 孫次郎昌々

永禄二年の④に売主として登場する。この時期に昌久の諱で活動する の通称を記している理由は不明である。この時期に昌久の諱で活動する の通称を記している理由は不明である。この時期に昌久の諱で活動する の通称を記している理由は不明である。この時期に昌久の諱で活動する の通称を記している理由は不明である。この時期に昌久の諱で活動する

## (D) 民部丞氏朝

(五) 田地作職を売却している。 (五) の売主であるが、実は買主の実氏とは兄弟にあたる(略系図参照)。 (五) の売主であるが、実は買主の実氏とは兄弟にあたる(略系図参照)。 (五) の売主であるが、実は買主の実氏とは兄弟にあたる(略系図参照)。 (五) の売主であるが、実は買主の実氏とは兄弟にあたる(略系図参照)。



氏量

**略 系 図** 賀茂県主同族会所蔵『賀茂祢宜神主系図(新古 系図)』をもとに作成した。

略系図にあるとおり、氏朝の子氏栄は氏右の養子となってこの家を継いだ。氏栄の養祖父氏茂もまた(山本)民部丞を名乗り、土地の買得をいだ。氏栄の養祖父氏茂もまた(山本)民部丞を名乗り、土地の買得をいだ。氏栄の養祖父氏茂もまた(山本)民部丞を名乗り、土地の買得をいだ。氏栄の養祖父氏茂もまた(山本)民部丞を名乗り、土地の買得をいた。氏栄の養祖父氏茂もまた(山本)民部丞を名乗り、土地の買得をいた。氏栄の養祖父氏茂もまた(山本)民部丞を名乗り、土地の買得をいた。氏栄の養祖父氏茂も言語の表述を名乗り、土地の買得をいた。

#### E) 縫殿町

③の端裏書に「縫殿助殿売券 天正五年十月吉日」とあるが、文書本り、民部丞氏茂家同様富裕な家であったとおぼしい。
り、民部丞氏茂家同様富裕な家であったとおぼしい。
り、民部丞氏茂家同様富裕な家であったとおぼしい。

## (F) 右京進秀直

> の官途の記載は見えない)。 九年の「御籍写」では教平が名乗っている(ただし系図の教平項に蔵人九年の「御籍写」では教平が名乗っている(ただし系図の教平項に蔵人ほか、③の売主「蔵人頭」については、文書の十九年前にあたる天文

#### (3) 内容

事から、賀茂社領に関わるものである可能性が高い。口は賀茂のいわゆる社家町に所在)や「五斗五升玄番頭ヨリ納之」の記社領の売買にかかわる売券(もしくは充行状)であり、⑧も在所(竹鼻人名考証にあるように、これら文書群、とりわけ①から⑦までは賀茂

であったことも興味深い。 地作職に関わるものであり、本文書群の中核をなす。ただ③の端裏書記地作職に関わるものであり、本文書群の中核をなす。ただ③の端裏書記し示す対象がどこまでなのかもはっきりしない。内容的には、一人の氏人の田地買得の様子が原文書からわかるだけでなく、⑤のは、一人の氏人の田地買得の様子が原文書からわかるだけでなく、⑤のは、一人の氏人の田地買得の様子が原文書からわかるだけでなく、こ前で記述が表示であったことも興味深い。

④では本年貢を正伝寺円通庵に納める記載があり、「証文六通」を副④では本年貢を正伝寺円通庵に納める記載があり、「証文のなかに①も含まれ、③~⑦と一緒に実氏に移った可能性がある。四至に記載のある周囲も氏人と思われる人物が所有する藪があったる。四至に記載のある周囲も氏人と思われる人物が所有する藪があったる。四至に記載のある周囲も氏人と思われる人物が所有する藪があったる。四至に記載のある周囲も氏人と思われる人物が所有する藪があったる。四至に記載のある周囲も氏人と思われる人物が所有する藪があったる。四至に記載のある周囲も氏人と思われる人物が所有する藪があったる。四至に記載のある門通庵に納める記載があり、「証文六通」を副金性格の土地であったのかを考えるための貴重な事例となろう。

また、⑥の売主等賢・中村入道宗栄は氏人ではないと思われる。

等賢

(97) 賀茂別雷神社領関係文書(金子・遠藤・志賀・高橋)

については、元亀三年(一五七二)九月に、彼を水落西光寺の御留守職については、元亀三年(一五七二)九月に、彼を水落西光寺の御留守職については、元亀三年(一五七二)九月に、彼を水落西光寺の御留守職

の一期という条件はめずらしいのではあるまいか。の間を指す場合がほとんどであろうから、逆に充行う者(もしくは売主)かの関係があるのかもしれない。②で興味深いのは、売主初寿大夫の一期の間を指す場合がほとんどである。「一期分」とは通常充てられた者の一期かの関係があるのかもしれない。②で興味深いのは、売主初寿大夫の一の一期という条件はめずらしいのではあるまいか。

係は、年貢米(石高表記)に限定されていた可能性が推測される。 を要するが、これらを参照すると®の田地に対する「おこう」の権利関長四年・同五年「おこう分石打算用状」などがあり、今後の慎重な検討支書中には、「おこう」関連の史料、天正十九年「おこう分算用状」、慶文書中には、「おこう」関連の史料、天正十九年「おこう分算用状」、慶後は女性による年貢米の売買契約を示しているが、対象田地に関する

書かどうかも含め、今後さらに検討を深める必要がある。質茂社関係文質茂社近傍に鳥居辻子という地名も見られないことから、賀茂社関係文している。「御直参之道場」が浄土真宗の信徒組織を想起させること、高橋彦兵衛以下の「惣中」が、以後「爰許六ヶ寺」並に待遇する旨約束である。鳥居辻子の檜物屋御直参の道場を祐照坊に与える内容であり、最後の⑨は、これ以前の八通の売券類とはまったく異なる内容の文書

を得なかったが、

本文書群に関する基本的情報の調査により、

京都市歴

賀茂別雷神社文書や、

人名考証・内容紹介はごく簡単に述べざる

以上、紙幅の都合もあり、

よる所領の売買といった問題について、

えるための切り口になりそうな対象であることが明らかとなった。考える必要があることが認識され、また、本文書群はそうした主題を考史資料館所蔵『岩佐家文書』などに残る売券類も視野に含め、総合的に

#### 翻刻】

凡例

・文字の破損などにより判読できない部分は[]□などにより示した。に、本文の仮名に該当すると推測される漢字を()入れ傍に記した。本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は[]本とした。本文には適宜読点および並列点を加えた。

一端①

永代うり申百姓識之田の事、「職、以下同じ」

合壱段ハ、あさなと、ろき、

(2)

あておく田地之事、

合一段者、太宮郷内、こうさい也

為後日之状如件、 あて可申候、いらわつらい候ハゝ、 右かの田者、ようく〜あるに仍、 われくいちこのあいた、さおいなく あてぬしとしてあきらめ可申候、

永正十六年九月廿九日

(花押)

はつ寿大夫

永代売渡申田地事

「縫殿助殿売券(端裏書)

天正五年十月吉日

合小者、 在所本券有之、

右件田地者、 全可有永領者也、 大夫実氏二本券<sup>壱通、</sup>相添之、永代売渡申処実正明白也、 仍為後証亀鏡永代放券之状如件、 為買徳之地当知行雖無相違、 万一於此田地違乱煩申輩有之者、 依有要用、 我等罷出、 直銭四貫文工福松 然者為無役地 其明可申

弘治弐年十二月十三日 蔵人頭

**(**4**)** 

永代売渡申田地作識之事、

合壱段者、 上と、ろきニ在之、在所大宮郷之内字

斗六升五合、 直銭拾参貫文ニ福松大夫実氏『永代うり渡申所実正也、 右件田地作識者、 正伝寺円通庵へ納之、華正税三斗三升、 我々売徳当知行無相違者也、雖然よう~~あるにヨリ、〔章〕 かものうりかいの 然者本年貢米七

> 升にて納之、此外御結鎮銭八十文、毎年正月十四日已前ニ可有其さた候 ·証文六通相副渡申、 仍永代売券之状如件、

永禄弐年九月廿六日

(端 ) 事 (書)

西賀茂作職御検地以前作合

山本民部丞氏朝ゟ大炊頭佳氏へ売券也、」

永代売渡申宝幢院田作職事

坊之後ニ在之、河上郷之内字ヒトリカシリト号、

合大者、

并御結鎮銭七十文、可有納所候、 氏五本券壱通相副之、永代売渡申処実正明白也、然者本年貢米九斗二升 違乱煩之儀有之者、可令其明者也、 右件作職者、 買得当知行雖無相違、 此外諸役無之、全可有永領者也、 民部丞、仍為後証永代沽券之状如件、 依有要用、 直銭四貫文工福松大夫実

永禄十町年八月十六日

氏朝 (花押

(6)

永代売渡申藪之事、

合壱所者、 小川、南ハ限遠江守持之藪、西ハ愛福大夫

上賀茂十楽寺町南方也、

限北東者

墻ハ北東西三方、此方進退也

仍為後証亀鏡永代放券之状如件 又右京進殿加判候間、 此藪、諸役一粒 紛失仕候条、相副不申候、若重而何方より出申候共、可為反故候、猶於 二大炊頭実氏
「永代売渡申処実正明白也、但本支証者、今度京都 右件藪者、 為先祖相伝之地、 銭無之候間、若於向後違乱煩申輩有之者、我等子々孫々! 同事ニ罷出、 雖無当知行相違、依有要用、 其明可申者也、 然者全可有永領者也 直米五石五斗 二乱ニ

天正六年寅三月□日

売主

請 同中村入第一 宗進栄 (花押) (花押

(事裏書) (端裏書) (端裏書) (端裏書) 永代売渡申影堂畠之事 次衛門進退 山本ノ衛門太郎より」 佳氏 (花押)」

在所まわり地蔵北方也、北者宗観之

合壱所者、 茶薗也、 西者田口与五郎右衛門両人持也、 東者大道也、 南も道也

来申候者□□盗人可被処罪科候条、全可有永領候、 氏へ永代売渡申処実正明白也、然者本地子米八升、以御中之升影堂之御 右件畠ハ、 人数へ可有御沙汰候、 我等当知行雖無相違、依有要用、直米六斗二以判升大炊頭佳 此外ハ諸役少も無之候、万一従何方違乱煩之輩出 仍為後証永代売券状

天正八年十二月十三日 売主山本町 太郎 (略押

(8)

永代売渡申田地年貢米之事

合壱所者、在所竹鼻口ニ有之、

申輩有之者、我々罷出、其明自可申候、 申処実正明白也、 玄番頭ヨリ納之、雖然依有要用、直米伍石五斗ニ永代ちや~~女へ売渡 (番)
(番) 文禄四末五月十一日 本支証者、 為紛失之間、不相副候、於此年貢米違乱煩 然者毎年拾月廿日時分二、五斗五升 おこう 仍為後証永代売券之状如件 (筆軸印

> おかめ (筆軸印

9

御寺中之なミに御馳走可仕候、 照坊をすへ申候、然上ハ御本尊・同諸道具以下、悉相渡申候、右之御寺 永代祐照坊へ進上申候所実正也、 書申上候、 然者鳥居辻子檜物屋御直参之道場坊主無御座候に付而、 少も如在申間敷候、 道場之しふく萬之儀ハ、爰許六ヶ寺ノ(修復) 仍為後日状如件、 祐

慶長拾弐年

霜月廿八日 惣中

彦兵衛 印

喜兵へ (印)

悪銭や

作右衛門(印)とりゐのつし

(花押

· 彦左衛門 (花押)

| 源右衛門とりぬの辻子 忠右衛門 印

(花押) (筆軸印

弥右衛門(印からのや 大郎のものや 大郎右衛門(花りもの) (花押)

印

川向米や 介右衛門 (花押 (略押

^こも源 (略押)

はりかねや(印

左衛門 (筆軸印

『国史大辞典』(吉川弘文館)「正伝寺」項(竹貫元勝氏執筆

注

1

 $\widehat{2}$ 図』データベースの構築と活用の可能性」(『人文科学とコンピュータシ ンポジウム2015論文集』二〇三一二一〇、二〇一五年)も参照。 ムページ。なお系図については、山本宗尚・月本一武「『賀茂袮宜神主系 ADEAC (https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11C0/WJJS02U/2600515100/) ホー

『賀茂別雷神社文書』天正八年二月分職中算用状(Ⅱ | I

3

 $\widehat{15}$ 

 $\widehat{16}$ 

- (5) 天正五年七月氏人中置文 (Ⅱ—B—一—一四二·氏一五七号)。
- (6) 永正十六年八月氏人中置文(Ⅱ−B−一−一○三・氏一○九号)。
- 年十一月氏人中置文(Ⅱ—B—一—一一二·氏一二二号)。 年十一月氏人中置文(Ⅱ—B—一—一一〇·氏一一九号)、弘治三
- 成幸・歳(後)顕項には、初寿はあるものの若狭は見られない。 こ〇二一年所収)。しかし系図の元幸項には主馬の官途しか記載がなく、史料編纂所研究成果報告二〇二〇一三『賀茂別雷神社の所領と氏人』史料編纂所研究成果報告二〇二〇一三『賀茂別雷神社の所領と氏人』(東京大学図書館収蔵座田家旧蔵書五七一)の考察―」(東京大学の、 辰田芳雄「賀茂別雷神社の氏人の官名と実名―永正七年・天文六年御
- 算用状(Ⅱ─Ⅱ─五─七四)。9) 永禄九年正月分職中算用状(Ⅱ─Ⅱ─一─二○二)・同月職中恒例遣方
- 文(Ⅱ—B—一—一一五·氏一二六号)。 月氏人中置文(Ⅱ—B—一—一一四·氏一二五号)、同六年七月氏人中置(10) 永禄四年二月氏人中置文(Ⅱ—B—一—一一三·氏一二三号)、同年四
- (11) 弘治三年十一月氏人中置文(Ⅱ—B—一—一一二·氏一二二号)。
- 算用状(Ⅱ—Ⅱ—五—八三)。(1))天正三年十二月分職中算用状(Ⅱ—Ⅱ—一—三三九)、同四年正月職中()
- 又)。 上賀茂社雑掌連署返答状下書」、前掲『賀茂別雷神社の所領と氏人』所三二〕、同二十三年十一月十九日円通院奉行令熈売券写(金子「史料紹介13) 天文二十一年三月三十日善福寺 意朴田地作職売券(Ⅱ-E-二-

- 証文写』(Ⅱ―G―一―二四~二六)所収文書の二一九号。 (4) 前掲「史料紹介 上賀茂社雑掌連署返答状下書」にて紹介した『家領
- から天正十二年までの売券二五通が記載されている。いる)。また、『家領証文写』には、「民部丞」から提出された、文明八年号は前掲「資料紹介 上賀茂社雑掌連署返答状下書」中に全文写されて) 前注『家領証文写』所収文書二九八号・三〇六号・三二五号(三〇六
- 人』二〇二二年に再収)。 大学史料編纂所研究成果報告二〇二一―七『続 賀茂別雷神社の所領と氏大学史料編纂所研究成果報告二〇二一―七『続 賀茂別雷神社の所領と氏題と翻刻」(『國學院大學 校史・学術資産研究』一二、二〇二〇年、東京) 遠藤「國學院大學図書館所蔵「神主竹内明久日次記」(座田文書)の解
- 賀茂別雷神社の所領と氏人』所収)。 二〇二一年)、同「史料紹介 賀茂別雷神社両寺職中算用状」(前掲『結(17) 金子「賀茂別雷神社と最長寿寺」(『國學院雑誌』一二二―一一、
- 例遣方算用状(Ⅱ—Ⅱ—五—八二)。(18) 天正二年二月分職中算用状(Ⅱ—Ⅱ—一—二六三)、同三年正月惣中恒
- 写本(N−A−二)中に記されている。 一三三)がある。また、堯平が伝えた目代・所司の故事が『当社有職抄』(9) 系図。その著作と思われるものに『堯平座席之即監』(Ⅱ−B−三−
- (20) 辰田注(8) 論文。
- 的研究』(法政大学出版局、二〇〇一年)に拠る。(21) 以下賀茂六郷の地名比定は、須磨千頴『賀茂別雷神社境内諸郷の復原
- 資料館の同文書目録整理番号。 二八七)、同十二年十月十二日藪月行事算用注進状(同二八九)、同十六二十二日藪月行事算用注進状(同二八九)、同十六二十二日藪月行事算用注進状(同二八九)、同十六年八月二十三日藪之人数置文条々定書(同前二八六・(22) 天正七年十一月二十二日保長・保妙・保番連署藪売券(『岩佐家文書』
- 等賢請文(同二一五号)。 研究成果報告二〇一八一三『実相院文書』二一四号)・同日(芝御坊宛)3) 元亀三年九月二日(等賢坊宛)芝坊成願奉書案(東京大学史料編纂所
- 平凡社『日本歴史地名大系』(ジャパンナレッジ版)。

 $\widehat{24}$ 

別雷神社文書・社家文書の調査・研究」による研究成果の一部である。[賀茂別雷神社文書の調査・研究」、および二○二二年度特定共同研究「賀茂〔付記〕本稿は、共同利用・共同研究拠点の二○一八─二一年度特定共同研究